

第4章 調査、予測及び評価の方法

4.1 大気質

4.1.1 調査の方法

大気質に係る調査項目は、①大気質（一般環境、沿道環境）の状況、②気象の状況、③大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況、④その他の予測・評価に必要な事項（既存発生源の状況、学校等の環境保全施設等の分布状況）とする。

大気質に係る調査の方法は表 4.1-1 に、既存資料調査地点は図 4.1-1、図 4.1-2 に、現地調査地点は図 4.1-3、図 4.1-4 に示すとおりである。

表 4.1-1(1) 調査の方法（大気質）

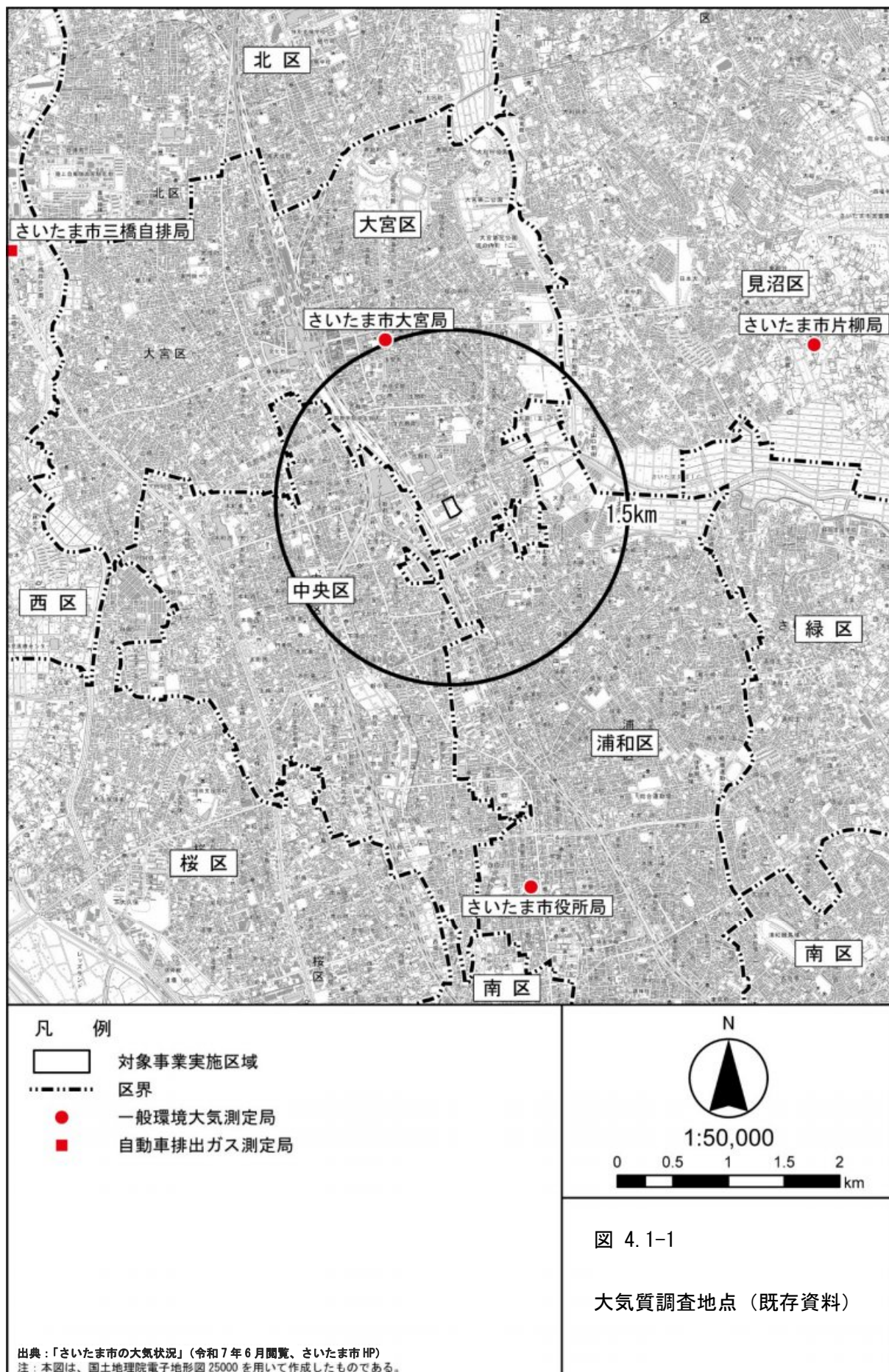
調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
①大気質の状況 ・一般環境 ・沿道環境： 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質	既存資料調査	「さいたま市の大気状況」（さいたま市環境局環境共生部環境対策課）等の整理を行う。	対象事業実施区域近傍の一般局及び自排局とする。（図 4.1-1 参照）	最新資料を含む過去 5 年とする。
①大気質の状況 ・一般環境： 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん （降下ばいじん）、 微小粒子状物質	現地調査	二酸化窒素（NO ₂ ）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法	対象事業実施区域内の 1 地点とする。（図 4.1-3 参照）
			簡易測定法：PTIO 法による測定	対象事業実施区域内の 3 地点とする。（図 4.1-3 参照）
		浮遊粒子状物質（SPM）	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法	対象事業実施区域内の 1 地点とする。（図 4.1-3 参照）
		粉じん（降下ばいじん）	衛生試験法に基づく方法（降下ばいじんとしてダストジャーにて測定）	対象事業実施区域内の 1 地点とする。（図 4.1-3 参照）
①大気質の状況 ・沿道環境： 二酸化窒素 浮遊粒子状物質、 炭化水素	現地調査	微小粒子状物質※（PM2.5）	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める測定方法とした。	対象事業実施区域内の 1 地点とする。（図 4.1-3 参照）
		二酸化窒素（NO ₂ ）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法	資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路上の 4 地点とする。（図 4.1-4 参照）
		浮遊粒子状物質（SPM）	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法	
		炭化水素（HC）	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和 52 年環大企第 61 号環境庁大気保全局長通達）に定める測定方法	

注 1：※「さいたま市環境影響評価技術指針手引」（平成 29 年 5 月、さいたま市）において、微小粒子状物質が新たな問題として取り上げられていることを受け、現況を把握するための現地調査を行う。なお、微小粒子状物質については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象物質からは除外する。

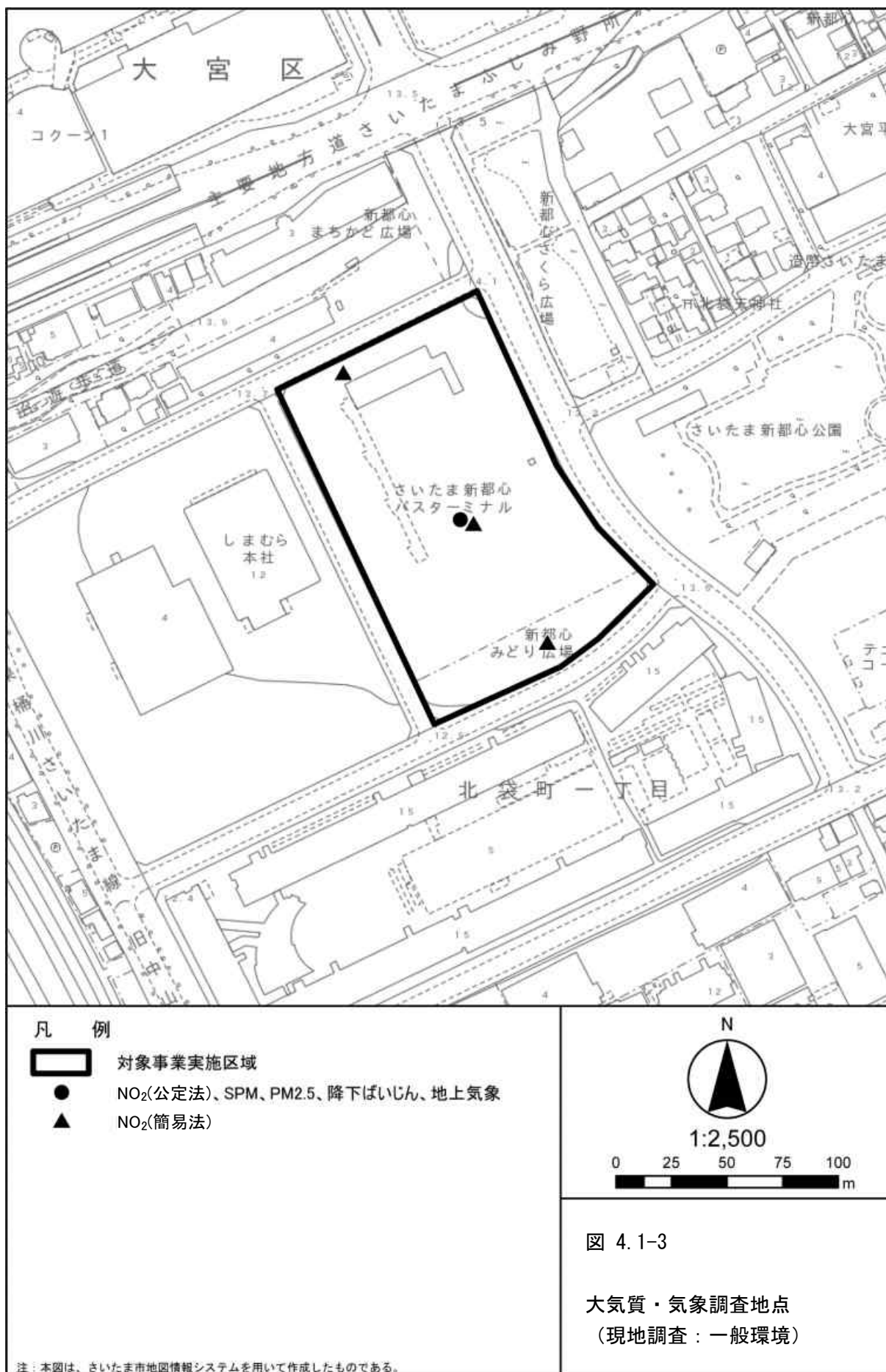
注 2：施設関連車両とは、供用後の新庁舎を利用する車両を示す（以降、同様とする）。

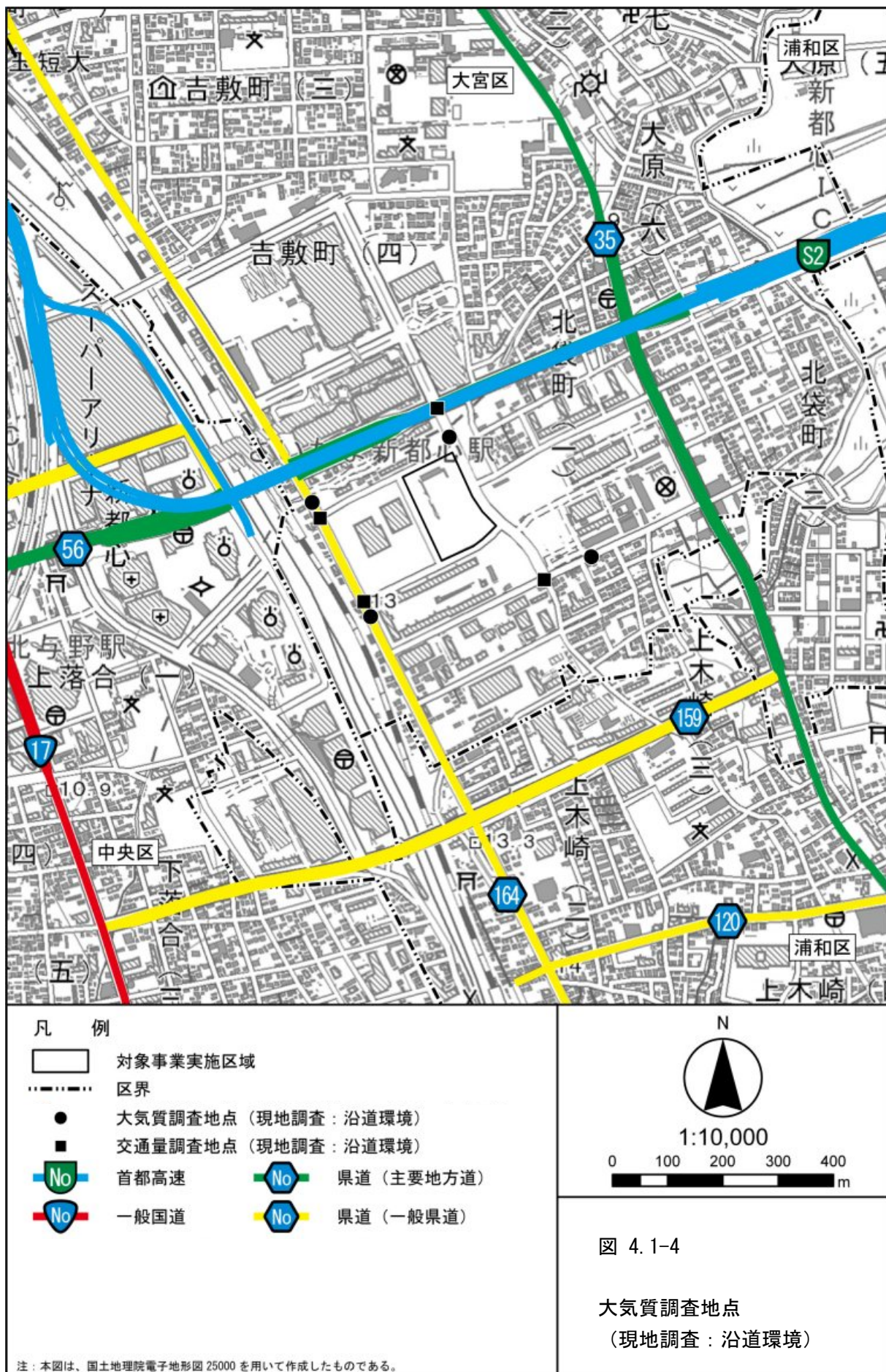
表 4.1-1(2) 調査の方法（大気質）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度	
②気象の状況 ・風向、風速	既存 資料 調査	地域気象観測所、一般局の観測資料の整理を行う。		対象事業実施区域近傍の地域気象観測所であるさいたま地域気象観測所及び一般局の大宮局とする。（図 4.1-1、図 4.1-2 参照）	最新の 1 年とする。気象の異常年検定では当該年及び過去 10 年間のデータを用いることとする。
②気象の状況 ・風向、風速、気温、湿度	現地 調査	「地上気象観測指針」（気象庁）に定める測定方法		対象事業実施区域内の 1 地点とする。（図 4.1-3 参照）	7 日間連続×4 季とする。
③大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	既存 資料 調査	「地形図」（国土地理院）等の整理を行う。		対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
④その他の予測・評価に必要な事項 ・交通量	既存 資料 調査	「道路交通センサス」（国土交通省）等の整理を行う。		資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。
④その他の予測・評価に必要な事項 ・道路の構造、交通量	現地 調査	道路構造	対象道路の車線数、車線幅、歩道の有無、規制速度等を調査する。	資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	1 回とする。
		交通量	カウンターで 2 車種（小型・大型）自動車台数及び二輪車台数を計測	資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路上の 4 地点とし、「4.15 地域交通」の調査結果を活用する。（図 4.1-4 参照）	平日及び休日の 2 日間（各 24 時間）とする。
④その他の予測・評価に必要な事項 ・既存の発生源の状況	既存 資料 調査	固定発生源	「国土数値情報」（国土交通省）等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
		移動発生源	④その他の予測・評価に必要な事項（交通量）の既存資料調査と同様とする。		
④その他の予測・評価に必要な事項 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	既存 資料 調査	「国土数値情報」（国土交通省）等の整理を行う。		対象事業実施区域及びその周辺地域並びに資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。









4.1.2 予測・評価の方法

大気質に係る予測、評価の方法は表 4.1-2 に示すとおりである。

表 4.1-2(1) 予測・評価の方法（工事：大気質）

予測事項	建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響	資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う大気質（粉じん）への影響
予測方法	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省他)に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度（年平均値）の平面的な分布を予測する。 ・有風時：ブルーム式 ・無風時：パフ式	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省他)に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度（年平均値）を予測する。 ・有風時：ブルーム式 ・無風時：パフ式	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省他)に基づき、経験式を用いて季節別の降下ばいじん量を予測する。
予測地域・地点	予測地域は対象事業実施区域周辺約 1km の範囲とし、予測地点は最大着地濃度地点及び住居等の位置を考慮して選定する。	予測地域は資材運搬等の車両の走行ルートから片側 200m の範囲とし、予測地点は現地調査地点と同様とする。	予測地域は対象事業実施区域周辺約 1km の範囲とし、予測地点は対象事業実施区域敷地境界、最大値出現地点とする。
予測対象時期	建設機械の稼働による汚染物質排出濃度が最大となる時期とする。	資材運搬等の走行による汚染物質排出濃度が最大となる時期とする。	造成工事の最盛期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 大気質への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点>		
	評価項目	評価の指標	指標値
	二酸化窒素	長期平均濃度： 「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
	浮遊粒子状物質	長期平均濃度： 「大気汚染に係る環境基準について」に定める基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	粉じん (降下ばいじん)	季節別濃度： スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標 ^注	10t/km ² /月

注：環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考にして、20t/km²/月が目安と考えられる。この値から、全国の降下ばいじん量の比較的高い地域の値 10t/km²/月を差し引いた値を評価の指標とした。

表 4.1-2(2) 予測・評価の方法（存在・供用：大気質）

予測事項	施設の稼働及び人の利用に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響		自動車交通の発生に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素）への影響			
予測方法	事業計画から、大気汚染物質を排出する施設の種類、設置台数、排出条件などを設定することによって算定した大気汚染物質の排出量を基に、大気拡散式を用いて長期平均濃度（年平均値）を予測する。 ・有風時：プルーム式 ・無風時：パフ式		施設規模から発生集中車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省他）に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度（年平均値）を予測する。 ・有風時：プルーム式 ・無風時：パフ式			
予測地域・地点	予測地域は対象事業実施区域周辺約1kmの範囲とし、予測地点は最大着地濃度地点及び住居等の位置を考慮して選定する。		予測地域は施設関連車両の走行ルートから片側200mの範囲とし、予測地点は現地調査地点と同様とする。			
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。		施設の稼働が定常状態となる時期とする。			
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 大気質への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点>		<影響の回避・低減の観点> 大気質への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点>			
	評価項目	評価の指標	指標値	評価項目	評価の指標	指標値
	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」に定める基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」に定める基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下
				非メタン炭化水素	「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年8月、中央公害対策審議会）	午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下であること。

4.2 騒音・低周波音

4.2.1 調査の方法

騒音に係る調査項目は、①騒音（一般環境、道路交通）の状況、②道路交通の状況、③音の伝搬に影響を及ぼす地形・地物の状況、④その他の予測・評価に必要な事項（既存発生源の状況、学校等の環境保全施設等の分布状況）とする。

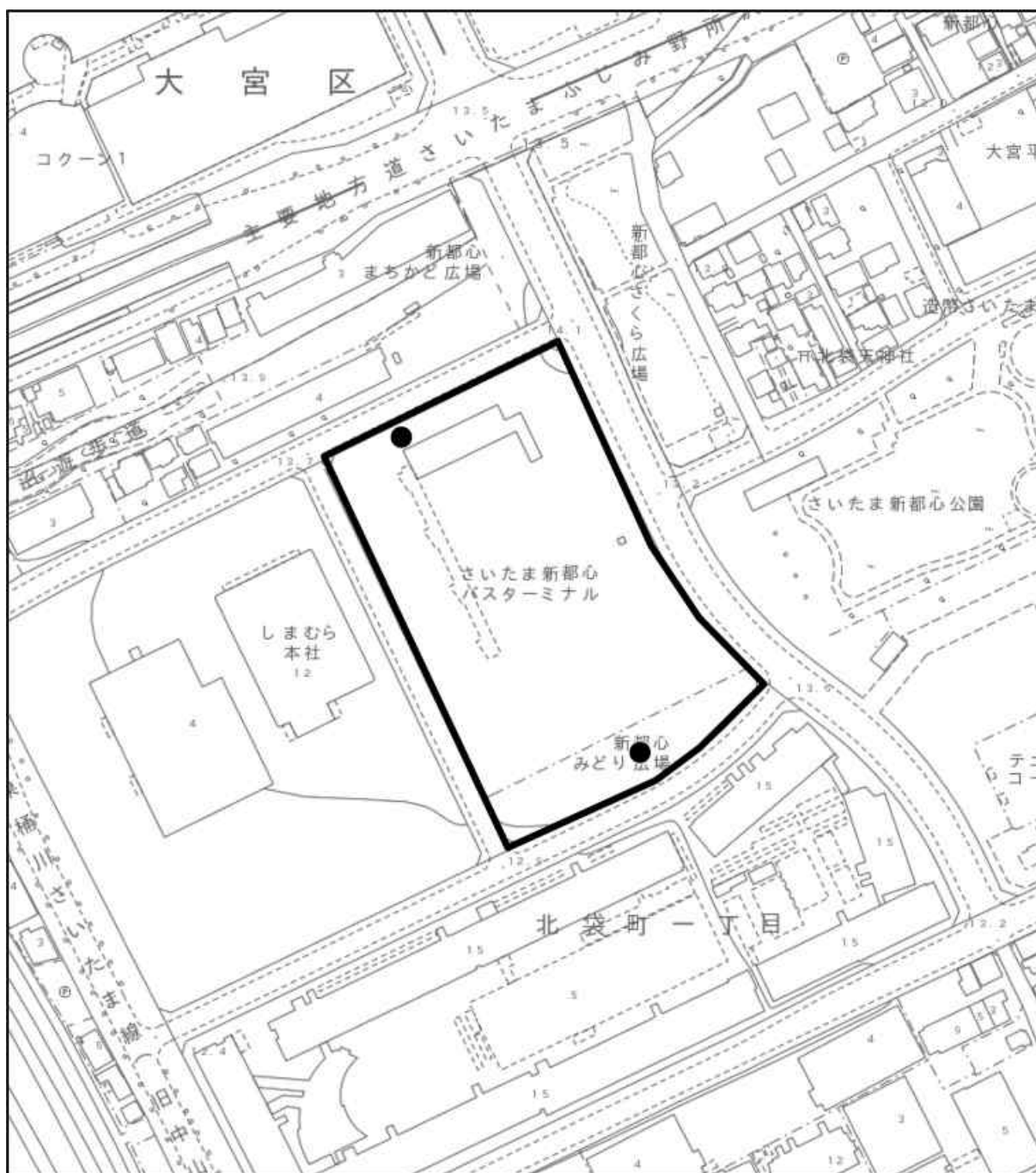
騒音に係る調査の方法は表 4.2-1 に、現地調査地点は図 4.2-1、図 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-1(1) 調査の方法（騒音・低周波音）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
①騒音の状況 ・道路交通騒音	既存 資料 調査	「さいたま市 大気環境・騒音・振動」（さいたま市 HP）等の整理を行う。		最新の資料とする。
①騒音の状況 ・一般環境騒音	現地 調査	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法		平日及び休日の 2 日間（各 24 時間）とする。
①騒音の状況 ・道路交通騒音	現地 調査	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法		平日及び休日の 2 日間（各 24 時間）とする。
②道路交通の状況 ・交通量	既存 資料 調査	「道路交通センサス」（国土交通省）等の整理を行う。		最新の資料とする。
②道路交通の状況 ・道路の構造、 交通量	現地 調査	道路 構造	対象道路の車線数、車線幅、歩道の有無、規制速度等を調査する。	1 回とする。
		交通量	カウンターで 2 車種（小型・大型）自動車台数及び二輪車台数を計測	平日及び休日の 2 日間（各 24 時間）とする。
③音の伝搬に影響を及ぼす地形・地物の状況	既存 資料 調査	「地形図」（国土地理院）等の整理により、対象事業実施区域及びその周辺、並びに資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路周辺の地形及び建築物の状況を把握する。		最新の資料とする。
	現地 調査	現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺、並びに資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路周辺の地形及び建築物の状況を把握する。		1 回とする。

表 4.2-1(2) 調査の方法（騒音）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
④その他の予測・評価に必要な事項 ・既存の発生源の状況	既存資料調査	固定発生源	「国土数値情報」（国土交通省）等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。
		移動発生源	②道路交通の状況（交通量）の既存資料調査と同様とする。	
④その他の予測・評価に必要な事項 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	既存資料調査	「国土数値情報」（国土交通省）等の整理を行う。		対象事業実施区域及びその周辺地域並びに資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。



凡 例



対象事業実施区域



騒音調査地点



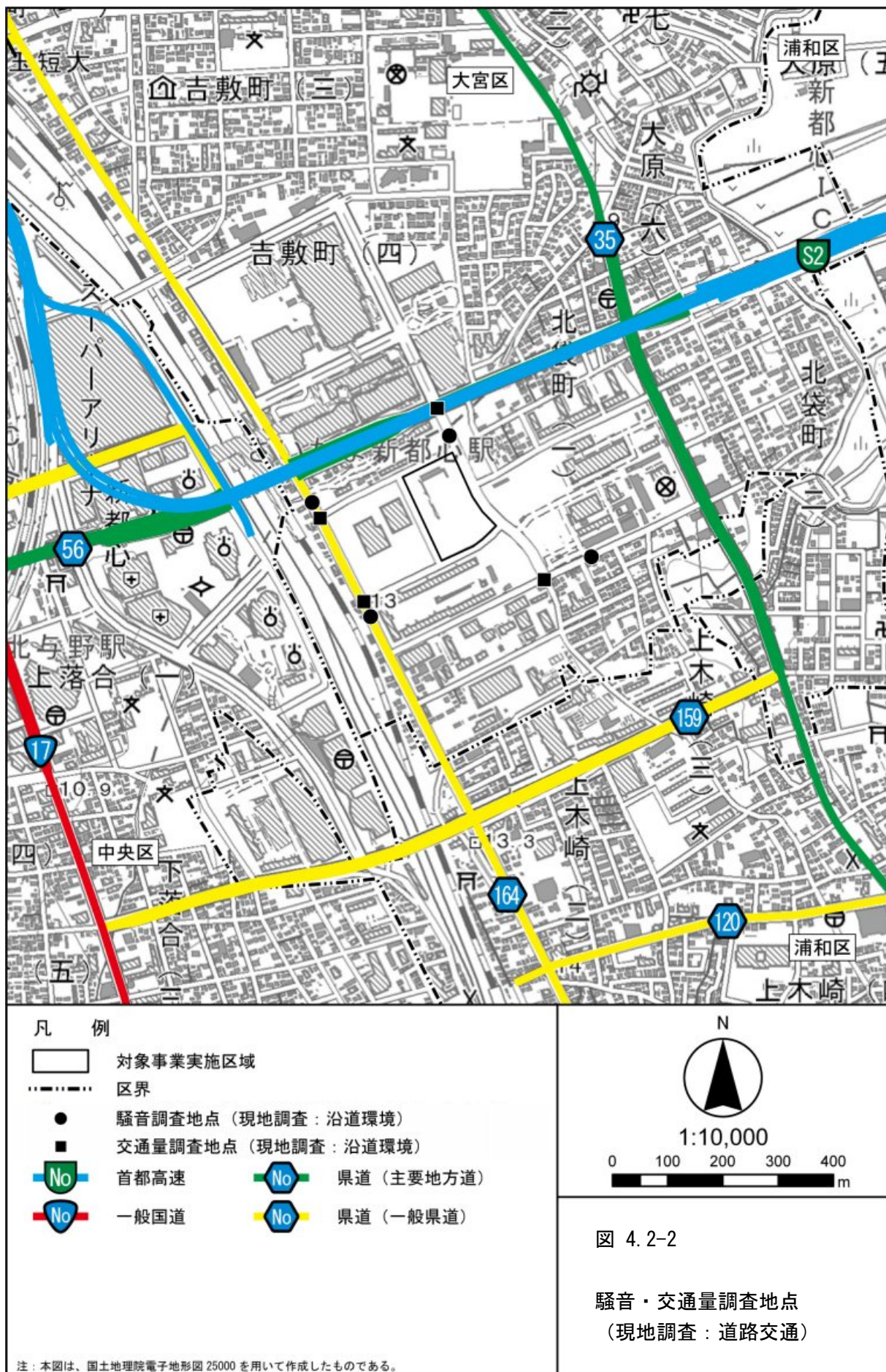
1:2,500

0 25 50 75 100 m

図 4.2-1

騒音調査地点
(現地調査：一般環境)

注：本図は、さいたま市地図情報システムを用いて作成したものである。



4.2.2 予測・評価の方法

騒音に係る予測、評価の方法は表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2(1) 予測・評価の方法（工事：騒音）

予測事項	建設機械の稼働に伴う騒音の影響	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響
予測方法	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省他)に基づき、音の伝ば理論に基づく予測式を用いて建設機械の稼働時の騒音レベルを予測する。	「ASJ RTN-Model 2023」(日本音響学会)に基づき、音の伝ば理論に基づく予測式を用いて資材運搬等の車両走行時の等価騒音レベルを予測する。
予測地域・地点	予測地域は、対象事業実施区域周辺約 200m の範囲とし、予測地点は、敷地境界及び住居等の位置を考慮して選定する。	予測地域は、資材運搬等の車両の走行ルートから片側 200m の範囲とし、予測地点は、現地調査地点と同様とする。
予測対象時期	建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期とする。	資材運搬等の車両の走行による騒音の影響が最大となる時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 騒音の影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点>	
	評価項目	評価の指標
	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音	「騒音規制法」の「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月、厚生省)における区域区分で第 1 号区域において定める基準
	資材運搬等車両の走行に伴う道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」における地域区分 B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域において定める基準 「騒音に係る環境基準について」における幹線道路を担う道路に近接する空間における基準
		指標値
		敷地境界で 85dB
		昼間 (6-22 時) : 65dB 夜間 (22-6 時) : 60dB
		昼間 (6-22 時) : 70dB 夜間 (22-6 時) : 65dB

表 4.2-2(2) 予測・評価の方法（存在・供用：騒音・低周波音）

予測事項	施設の稼働及び人の利用に伴う騒音の影響	自動車交通の発生に伴う騒音の影響											
予測方法	事業計画より騒音発生源の種類を把握するとともに、騒音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。	「ASJ RTN-Model 2023」（日本音響学会）に基づき、音の伝ば理論に基づく予測式を用いて施設関連車両走行時の等価騒音レベルを予測する。											
予測地域・地点	予測地域は、対象事業実施区域周辺約200mの範囲とし、予測地点は、敷地境界及び住居等の位置を考慮して選定する。	予測地域は、施設関連車両の走行ルートから片側 200mの範囲とし、予測地点は、現地調査地点と同様とする。											
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。	施設の稼働が定常状態となる時期とする。											
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 騒音の影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>評価の指標</th><th>指標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の稼働及び人の利用に伴う騒音</td><td>「騒音規制法」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」における特定施設等の規制基準</td><td>敷地境界の基準※ 朝（6-8 時）：60dB 昼間（8-19 時）：65dB 夕（19-22 時）：60dB 夜間（22-6 時）：50dB</td></tr> <tr> <td rowspan="2">自動車交通の発生に伴う騒音</td><td>「騒音に係る環境基準について」における地域区分 B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域において定める基準</td><td>昼間（6-22 時）：65dB 夜間（22-6 時）：60dB</td></tr> <tr> <td>「騒音に係る環境基準について」における幹線道路を担う道路に近接する空間における基準</td><td>昼間（6-22 時）：70dB 夜間（22-6 時）：65dB</td></tr> </tbody> </table> ※学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表中の値から 5 デシベルを減じた値となる。		評価項目	評価の指標	指標値	施設の稼働及び人の利用に伴う騒音	「騒音規制法」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」における特定施設等の規制基準	敷地境界の基準※ 朝（6-8 時）：60dB 昼間（8-19 時）：65dB 夕（19-22 時）：60dB 夜間（22-6 時）：50dB	自動車交通の発生に伴う騒音	「騒音に係る環境基準について」における地域区分 B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域において定める基準	昼間（6-22 時）：65dB 夜間（22-6 時）：60dB	「騒音に係る環境基準について」における幹線道路を担う道路に近接する空間における基準	昼間（6-22 時）：70dB 夜間（22-6 時）：65dB
評価項目	評価の指標	指標値											
施設の稼働及び人の利用に伴う騒音	「騒音規制法」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」における特定施設等の規制基準	敷地境界の基準※ 朝（6-8 時）：60dB 昼間（8-19 時）：65dB 夕（19-22 時）：60dB 夜間（22-6 時）：50dB											
自動車交通の発生に伴う騒音	「騒音に係る環境基準について」における地域区分 B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域において定める基準	昼間（6-22 時）：65dB 夜間（22-6 時）：60dB											
	「騒音に係る環境基準について」における幹線道路を担う道路に近接する空間における基準	昼間（6-22 時）：70dB 夜間（22-6 時）：65dB											

4.3 振動

4.3.1 調査の方法

振動に係る調査項目は、①振動（一般環境、道路交通）の状況、②道路交通の状況、③振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況、④その他の予測・評価に必要な事項（既存発生源の状況、学校等の環境保全施設等の分布状況）とする。

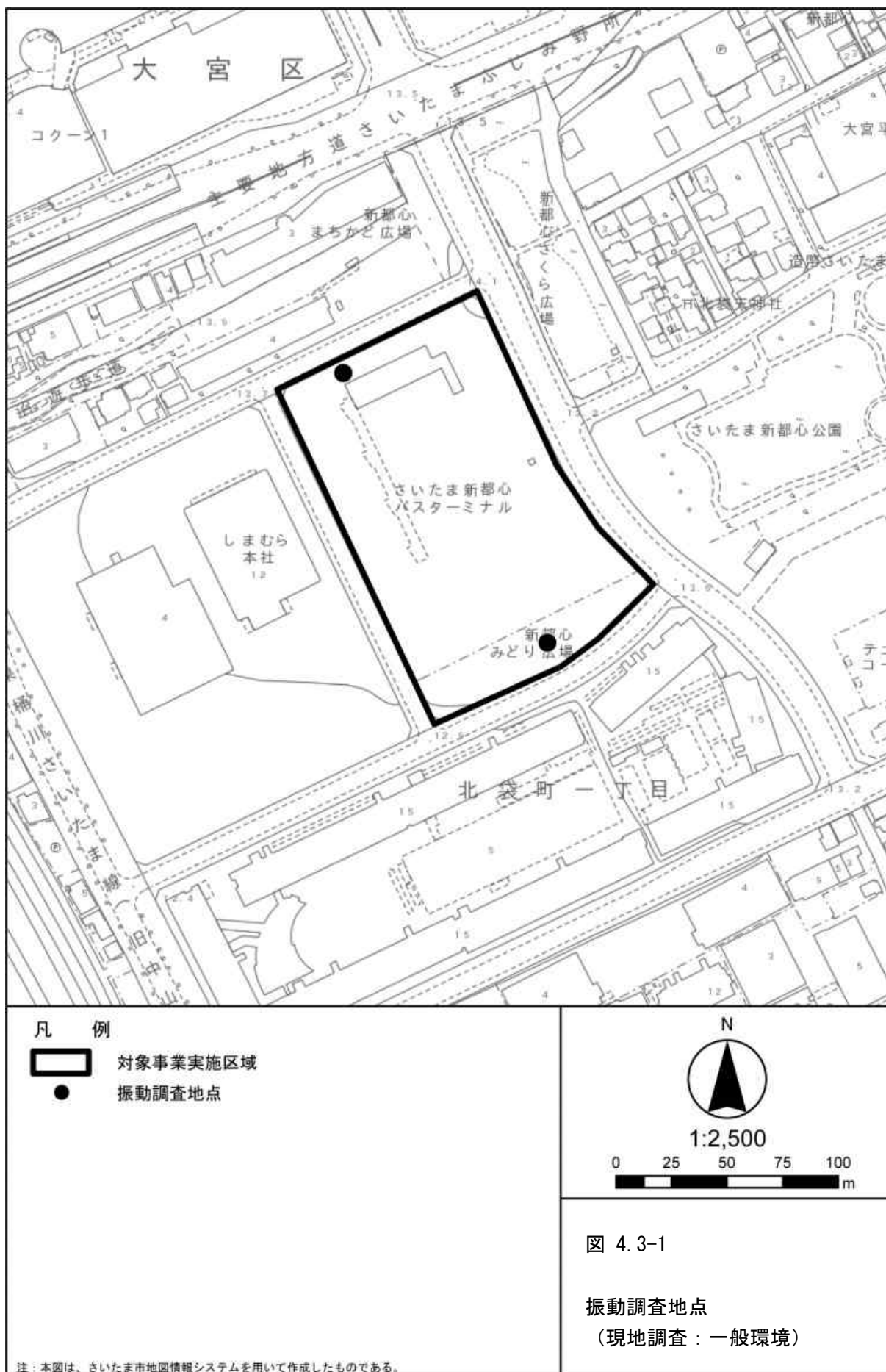
振動に係る調査の方法は表 4.3-1 に、現地調査地点は図 4.3-1、図 4.3-2 に示すとおりである。

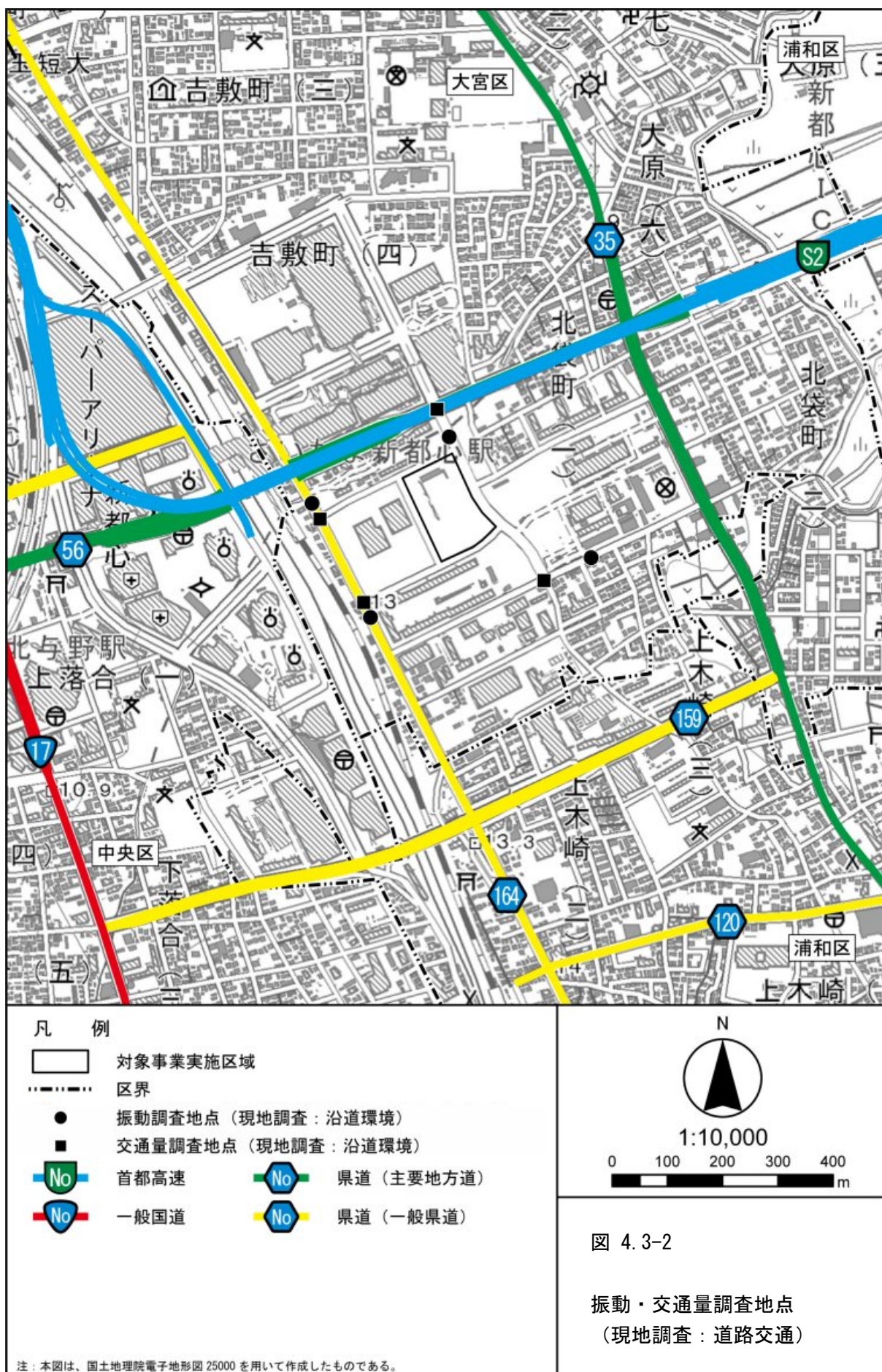
表 4.3-1(1) 調査の方法（振動）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
①振動の状況 ・道路交通振動	既存 資料 調査	「さいたま市 大気環境・騒音・振動」（さいたま市 HP）等の整理を行う。		最新の資料とする。
①振動の状況 ・一般環境振動	現地 調査	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号）及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法		平日及び休日の 2 日間（各 24 時間）とする。
①振動の状況 ・道路交通振動	現地 調査	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号）及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法		平日及び休日の 2 日間（各 24 時間）とする。
②道路交通の状況 ・交通量	既存 資料 調査	「道路交通センサス」（国土交通省）等の整理を行う。		最新の資料とする。
②道路交通の状況 ・道路の構造、交通量	現地 調査	道路 構造	対象道路の車線数、車線幅、歩道の有無、規制速度等を調査する。	1 回とする。
		交通量	カウンターで 2 車種（小型・大型）自動車台数及び二輪車台数を計測	平日及び休日の 2 日間（各 24 時間）とする。
③振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況	既存 資料 調査	「国土数値情報 5 万分の 1 土地分類基本調査（表層地質図）」（国土交通省）等の整理を行う。		最新の資料とする。
	現地 調査	地盤卓越振動数に関し、道路交通振動調査中に調査を実施する。		1 回とする。

表 4.3-1(2) 調査の方法（振動）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
④その他の予測・評価に必要な事項 ・既存の発生源の状況	既存資料調査	固定発生源	「国土数値情報」(国土交通省)等の整理を行う。	事業実施区域及びその周辺とする。
		移動発生源	②道路交通の状況(交通量)の既存資料調査と同様とする。	
④その他の予測・評価に必要な事項 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	既存資料調査	「国土数値情報」(国土交通省)等の整理を行う。		事業実施区域及びその周辺地域並びに資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。





4.3.2 予測・評価の方法

振動に係る予測、評価の方法は表 4.3-2 に示すとおりである。

表 4.3-2(1) 予測・評価の方法（工事：振動）

予測事項	建設機械の稼働に伴う振動の影響	資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響											
予測方法	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省他)に基づき、振動の伝ば理論に基づく予測式を用いて建設機械の稼働時の振動レベルを予測する。	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省他)に基づき、振動の伝ば理論に基づく予測式を用いて資材運搬等の車両走行時の振動レベルを予測する。											
予測地域・地点	予測地域は、対象事業実施区域周辺約 200m の範囲とし、予測地点は、敷地境界及び住居等の位置を考慮して選定する。	予測地域は、資材運搬等の車両の走行ルートから片側 200m の範囲とし、予測地点は、現地調査地点と同様とする。											
予測対象時期	建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期とする。	資材運搬等の車両の走行による振動の影響が最大となる時期とする。											
評価方法	< 影響の回避・低減の観点 > 振動の影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 < 基準、目標等との整合の観点 > <table> <tr> <th>評価項目</th><th>評価の指標</th><th>指標値</th></tr> <tr> <td>建設機械の稼働に伴う建設作業振動</td><td>「振動規制法」の「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月、厚生省)における区域区分で第 1 号区域において定める基準</td><td>敷地境界で 75dB</td></tr> <tr> <td rowspan="2">資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動</td><td>「振動規制法」に基づく類型区分第 1 種区域において定める要請限度</td><td>昼間 (8-19 時) : 65dB 夜間 (19-8 時) : 60dB</td></tr> <tr> <td>「振動規制法」に基づく類型区分第 2 種区域において定める要請限度</td><td>昼間 (8-19 時) : 70dB 夜間 (19-8 時) : 65dB</td></tr> </table>		評価項目	評価の指標	指標値	建設機械の稼働に伴う建設作業振動	「振動規制法」の「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月、厚生省)における区域区分で第 1 号区域において定める基準	敷地境界で 75dB	資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動	「振動規制法」に基づく類型区分第 1 種区域において定める要請限度	昼間 (8-19 時) : 65dB 夜間 (19-8 時) : 60dB	「振動規制法」に基づく類型区分第 2 種区域において定める要請限度	昼間 (8-19 時) : 70dB 夜間 (19-8 時) : 65dB
評価項目	評価の指標	指標値											
建設機械の稼働に伴う建設作業振動	「振動規制法」の「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月、厚生省)における区域区分で第 1 号区域において定める基準	敷地境界で 75dB											
資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動	「振動規制法」に基づく類型区分第 1 種区域において定める要請限度	昼間 (8-19 時) : 65dB 夜間 (19-8 時) : 60dB											
	「振動規制法」に基づく類型区分第 2 種区域において定める要請限度	昼間 (8-19 時) : 70dB 夜間 (19-8 時) : 65dB											

表 4.3-2(2) 予測・評価の方法（存在・供用：振動）

予測事項	自動車交通の発生に伴う振動の影響		
予測方法	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省他)に基づき、振動の伝ば理論に基づく予測式を用いて施設関連車両走行時の振動レベルを予測する。		
予測地域・地点	予測地域は、施設関連車両の走行ルートから片側 200m の範囲とし、予測地点は、現地調査地点と同様とする。		
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。		
評価方法	< 影響の回避・低減の観点 > 振動の影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 < 基準、目標等との整合の観点 >		
	評価項目	評価の指標	指標値
	施設関連車両の走行に伴う道路交通振動	「振動規制法」に基づく類型区分第 1 種区域において定める要請限度	昼間 (8-19 時) : 65dB 夜間 (19-8 時) : 60dB
		「振動規制法」に基づく類型区分第 2 種区域において定める要請限度	昼間 (8-19 時) : 70dB 夜間 (19-8 時) : 65dB

4.4 水象

4.4.1 調査の方法

水象に係る調査項目は、①地下水の分布、水位、流向等、②降水量等の状況、③地形・地質及び植生の状況、④その他の予測・評価に必要な事項（水利用の状況、洪水及び土砂災害等の履歴）とする。

水象に係る調査の方法は表 4.4-1 に示すとおりである。

表 4.4-1 調査の方法（水象）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①地下水の分布、水位、流向等	既存資料調査	「さいたま市新庁舎整備地質調査業務 報告書（地盤調査編）」（令和 7 年 3 月、アール・アイ・エー環境デザイン研究所ほか）、「長距離バスターミナル暫定整備工事地質調査業務 報告書」（平成 30 年 11 月、さいたま市）などの既存資料の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	令和 6 年度、平成 30 年度資料等とする。
②降水量等の状況	既存資料調査	「過去の気象データ検索」（気象庁 HP）等の整理を行う。	さいたま地域気象観測所とする。	最新資料を含む過去 5 年とする。
③地形・地質及び植生の状況	既存資料調査	「地形図」（国土地理院）、「自然環境調査 Web-GIS（現存植生図）」（環境省）等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
④その他の予測・評価に必要な事項 ・水利用の状況	既存資料調査	「水準測量、地盤沈下調査報告書について」（埼玉県）等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
④その他の予測・評価に必要な事項 ・洪水及び土砂災害等の履歴	既存資料調査	過去の災害状況についてさいたま市資料等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。

4.4.2 予測・評価の方法

水象に係る予測、評価の方法は表 4.4-2 に示すとおりである。

表 4.4-2(1) 予測・評価の方法（工事：水象）

予測事項	造成等の工事による地下水の水位への影響
予測方法	工事計画をもとに、流出係数（雨水浸透能）を算出し、環境保全対策等を考慮して、定量的に予測する。
予測地域・地点	予測地域は、対象事業実施区域周辺とし、予測地点は、調査地点に準じる。
予測対象時期	造成工事等による地下水位への影響が最大となる時期とする。
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 地下水位への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.4-2(2) 予測・評価の方法（存在・供用：水象）

予測事項	敷地及び施設の存在による地下水の水位への影響
予測方法	事業計画をもとに、流出係数（雨水浸透能）を算出し、環境保全対策等を考慮して、定量的に予測する。
予測地域・地点	予測地域は、対象事業実施区域周辺とし、予測地点は、調査地点に準じる。
予測対象時期	造成後の土地や構造物の存在による影響が主であることから、工事が完了した時点以降を予測対象時期とするが、地下水への影響は、時間的なずれが考えられるため、工事完了後一定期間が経過した時点とする。
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 地下水位への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

4.5 土壌

4.5.1 調査の方法

土壌に係る調査項目は、①土壌の状況、②その他の予測・評価に必要な事項（対象事業等実施区域の土地利用の履歴）とする。

土壌に係る調査の方法は表 4.5-1 に示すとおりである。

表 4.5-1 調査の方法（土壌）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
①土壌の状況	既存資料調査	土壌調査に関する既存資料の整理を行う。	造成等の工事に伴う土壌への影響が考えられる対象事業実施区域とする。	適宜実施する。
②その他の予測・評価に必要な事項 ・対象事業実施区域の土地利用の履歴	既存資料調査	現在及び過去の旧版地図等を用いた既存資料の整理を行う。	対象事業実施区域とする。	適宜実施する。

4.5.2 予測・評価の方法

土壌に係る予測、評価の方法は表 4.5-2 に示すとおりである。

表 4.5-2 予測・評価の方法（工事：土壌）

予測事項	造成等の工事に伴う土壌への影響
予測方法	既存資料により、土壌汚染対策法に基づく対策状況を整理し、定性的に予測する。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	汚染土壌に係る工事が最大となる時期とする。
評価方法	＜回避・低減の観点＞ 土壌への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

4.6 景観

4.6.1 調査の方法

景観に係る調査項目は、①景観資源の状況、②主要な眺望地点の状況、③主要な眺望景観、④その他の予測・評価に必要な事項（地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況、土地利用の状況）とする。

景観に係る調査の方法は表 4.6-1 に示すとおりである。

表 4.6-1 調査の方法（景観）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
①景観資源の状況 ・自然的景観資源 ・歴史的景観資源	既存資料調査	さいたま市観光パンフレット等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺約1.5kmの範囲とする。	最新の資料とする。
	現地調査	既存資料調査で抽出した景観資源について景観資源の範囲、規模、特徴、周囲からの見え方等について適宜写真撮影を行う。	表 4.6-2 及び図 4.6-1 に示す地点とする。	4 季（春、夏、秋、冬）調査する。
②主要な眺望地点の状況 ・眺望地点の位置	既存資料調査	さいたま市観光パンフレット等の整理を行い、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等を調査する。	対象事業実施区域及びその周辺1.5kmの範囲とする。	最新の資料とする。
③主要な眺望景観 ・眺望の構成要素の状況	現地調査	主要な眺望地点において、写真撮影を行い、構成、構図、印象、事業実施区域の見え方、特性（眺望が開けているか、特定の景観資源があるか等）を把握する。	表 4.6-3 及び図 4.6-2 の地点とする。	4 季（春、夏、秋、冬）調査する。
④その他の予測・評価に必要な事項 ・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用の状況	既存資料調査	「国土数値情報」（国土交通省）、「地形図」等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺1.5kmの範囲とする。	最新の資料とする。

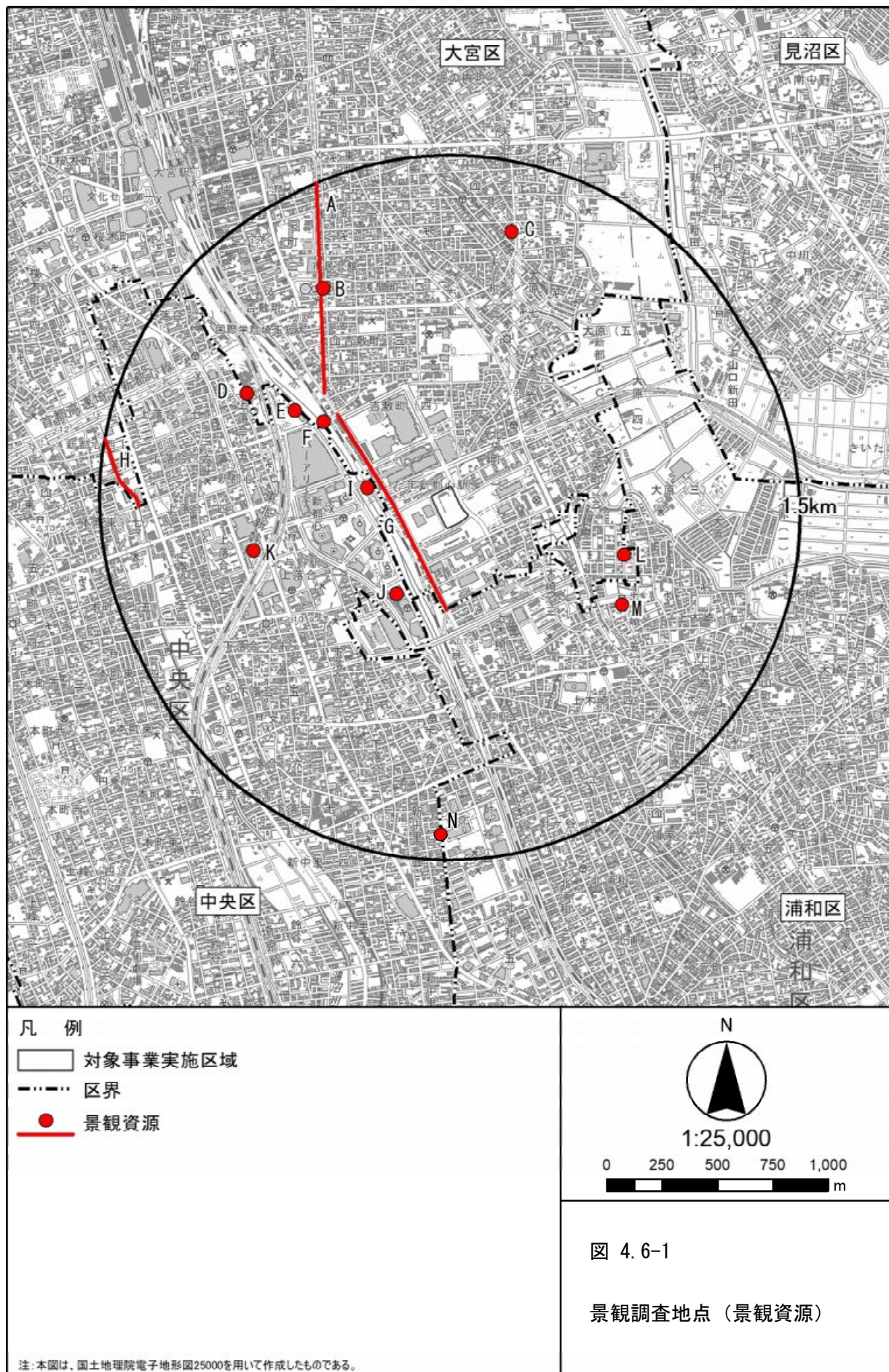
表 4.6-2 景観調査地点（景観資源）

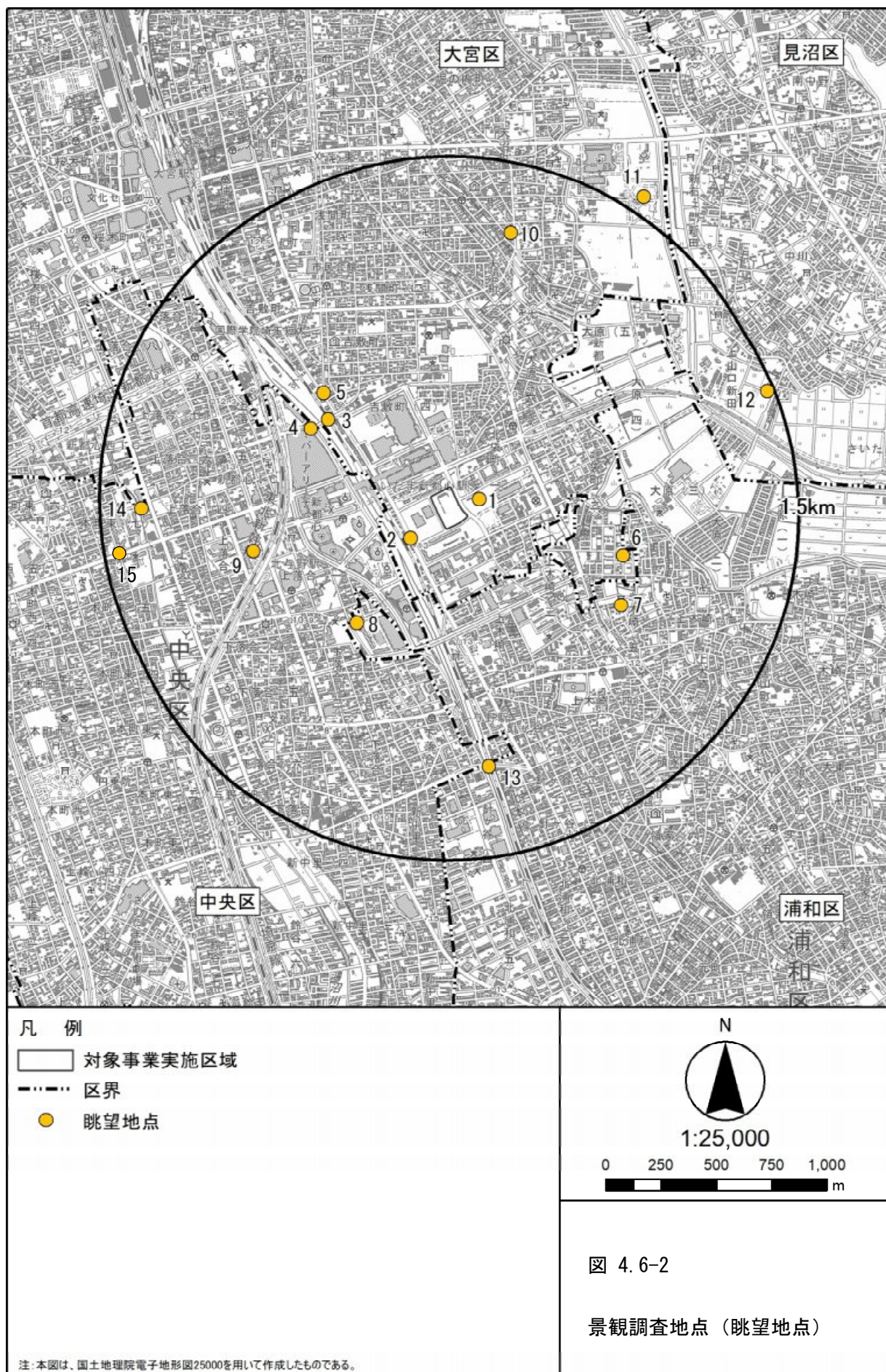
地点	名称
A	氷川参道
B	浅間町ハウス
C	花まる歯科クリニック
D	淑徳与野中学校
E	クラリオン本社事務所・技術センター
F	ほこすぎ橋
G	中山道ケヤキ並木
H	鴻沼排水路
I	さいたま新都心駅
J	THE MARK GRAND HOTEL
K	アルーサ北与野地区
L	景元寺
M	足立神社
N	与野の家

表 4.6-3 景観調査地点（眺望地点）

地点 No	名称	区分	眺望景観内の 景観資源有無	対象事業実施区域からの 方向/距離
1	さいたま新都心公園	近景		東/約 20m
2	中山道ケヤキ並木	近景	● (G)	西/約 160m
3	ほこすぎ橋上	中景	● (I)	北西/約 580m
4	ほこすぎ橋	中景	● (F)	北西/約 600m
5	氷川参道	中景	● (A)	北西/約 680m
6	景元寺	中景	● (L)	南東/約 700m
7	足立神社	中景	● (M)	南東/約 770m
8	上木崎 1 丁目西公園	中景	● (J)	南西/約 550m
9	アルーサ北与野地区	中景	● (K)	西/約 900m
10	花まる歯科クリニック	遠景	● (C)	北/約 1,200m
11	合併記念見沼公園	遠景		北東/約 1,500m
12	山口新田	遠景		東/約 1,470m
13	大原陸橋	遠景		南/約 1,110m
14	鴻沼排水路	遠景	● (H)	西/約 1,340m
15	本町東	遠景		西/約 1,440m

注：眺望景観内の景観資源有無について、() 内は表 4.6-2 の景観資源地点と対応する。





4.6.2 予測・評価の方法

景観に係る予測、評価の方法は表 4.6-4 に示すとおりである。

表 4.6-4 予測・評価の方法（存在・供用：景観）

予測事項	敷地及び施設の存在による景観資源への影響	敷地及び施設の存在による眺望景観への影響
予測方法	事業計画と景観資源の位置の重ね合わせにより予測する。	フォトモンタージュを作成し、予測する。
予測地域・地点	予測地域は、調査地点と同様とする。	
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。	
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 景観への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。	

4.7 自然とのふれあいの場

4.7.1 調査の方法

自然とのふれあいの場に係る調査項目は、①自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況、②自然とのふれあいの場の利用状況、③自然とのふれあいの場への交通手段の状況、④その他の予測・評価に必要な事項（周辺の土地利用、周辺の交通網）とする。

自然とのふれあいの場に係る調査の方法は表 4.7-1 に、調査地域及び調査地点は図 4.7-1 に示すとおりである。

表 4.7-1 調査の方法（自然とのふれあいの場）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況	既存資料調査	「さいたま市都市計画図」（さいたま市）等を参考に、主な公園・緑地など自然とのふれあいの場を抽出する。	対象事業実施区域及びその周辺約 1.5km の範囲とする。	最新の資料とする。
	現地調査	現地踏査、聞き取り調査等を行い、利用範囲や自然とのふれあいの場として具体的に利用されている場を把握する。	表 4.7-2 及び図 4.7-1 に示す地点とする。	4 季（春、夏、秋、冬）調査する。
② 自然とのふれあいの場の利用状況	既存資料調査	公園管理者資料等により利用者数等を把握する。	対象事業実施区域及びその周辺約 1.5km の範囲の公園とする。	最新の資料とする。
	現地調査	踏査等を実施し、利用目的、利用頻度、利用時期等を把握する。	表 4.7-2 及び図 4.7-1 に示す地点とする。	4 季（春、夏、秋、冬）調査する。
③ 自然とのふれあいの場への交通手段の状況	現地調査	踏査等を実施し、交通手段を把握する。	表 4.7-2 及び図 4.7-1 に示す地点とする。	4 季（春、夏、秋、冬）調査する。
④ その他の予測・評価に必要な事項 ・周辺の土地利用 ・周辺の交通網	既存資料調査	「国土数値情報」（国土交通省）等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。

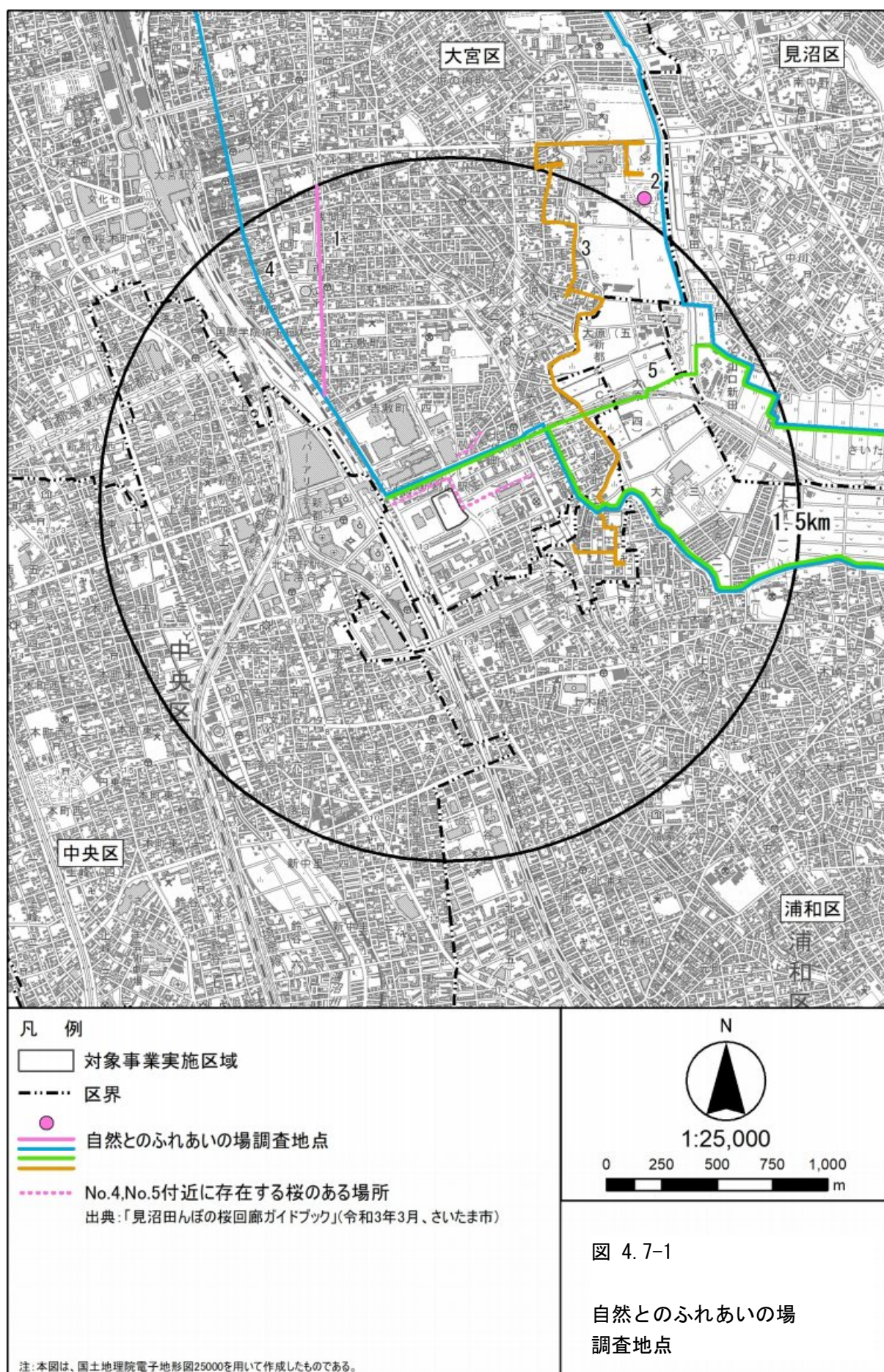
表 4.7-2 自然との触れ合いの場調査地点

No	名称
1	氷川参道
2	合併記念見沼公園
3	見沼たんぼ一代用水をめぐるコース
4	大宮・見沼たんぼぐるっと周遊ルート
5	見沼たんぼの自然満喫ルート

注 1：No. 3 の一部は「見沼たんぼの桜回廊」※の「桜のある場所」が存在することから、春季調査はこれを把握できるよう実施する。

注 2：No. 4、No. 5 の一部及びルート付近に「見沼たんぼの桜回廊」※の「桜のある場所」が存在することから（図 4.7-1 参照）、春季調査はこれを把握できるよう実施する。

※見沼たんぼの桜回廊：「見沼たんぼの桜回廊ガイドマップ」（令和 3 年 3 月、さいたま市）



4.7.2 予測・評価の方法

自然とのふれあいの場に係る予測、評価の方法は表 4.7-3 に示すとおりである。

表 4.7-3(1) 予測・評価の方法（工事：自然とのふれあいの場）

予測事項	建設機械の稼働、造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化への影響	資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段への影響
予測方法	「4.1 大気質」、「4.2 騒音・低周波音」の予測結果と現地調査結果の重ね合わせによる推定により予測する。	「4.14 地域交通」で推計した将来基礎交通量に資材運搬等の車両による通過交通量を付加して将来交通量を推計し、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場への交通手段への影響を定性的に予測する。
予測地域・地点	予測地点は、調査地点と同様とする。	自然とのふれあいの場への利用経路とする。
予測対象時期	自然とのふれあいの場への騒音の影響が最大となる時期とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする。
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 自然とのふれあいの場への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。	

表 4.7-3(2) 予測・評価の方法（存在・供用：自然とのふれあいの場）

予測事項	敷地及び施設の存在、施設の稼働及び人の利用に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化及びその程度	自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場への交通手段への影響
予測方法	「4.1 大気質」、「4.2 騒音・低周波音」の予測結果と現地調査結果の重ね合わせによる推定により予測する。	「4.14 地域交通」で推計した将来基礎交通量に施設関連車両による通過交通量を付加して将来交通量を推計し、施設関連車両の走行による自然とのふれあいの場への交通手段への影響を定性的に予測する。
予測地域・地点	予測地点は、調査地点と同様とする。	自然とのふれあいの場への利用経路とする。
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。	
評価方法	＜基準、目標等との整合の観点＞ さいたま市の計画である「さいたま市総合振興計画」、「さいたま市都市計画マスタープラン」、「さいたま市緑の基本計画 改訂版」、「さいたま市環境基本計画（改訂版）」、「さいたま市地域防災計画」、「さいたま新都心将来ビジョン」等に表示される施策内容との整合が図られているかどうかを評価する。	

4.8 日照障害

4.8.1 調査の方法

日照障害に係る調査項目は、①日影の状況、②その他の予測・評価に必要な事項（日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況、住宅等土地利用の状況）とする。

日照障害に係る調査の方法は表 4.8-1 に示すとおりである。

表 4.8-1 調査の方法（日照障害）

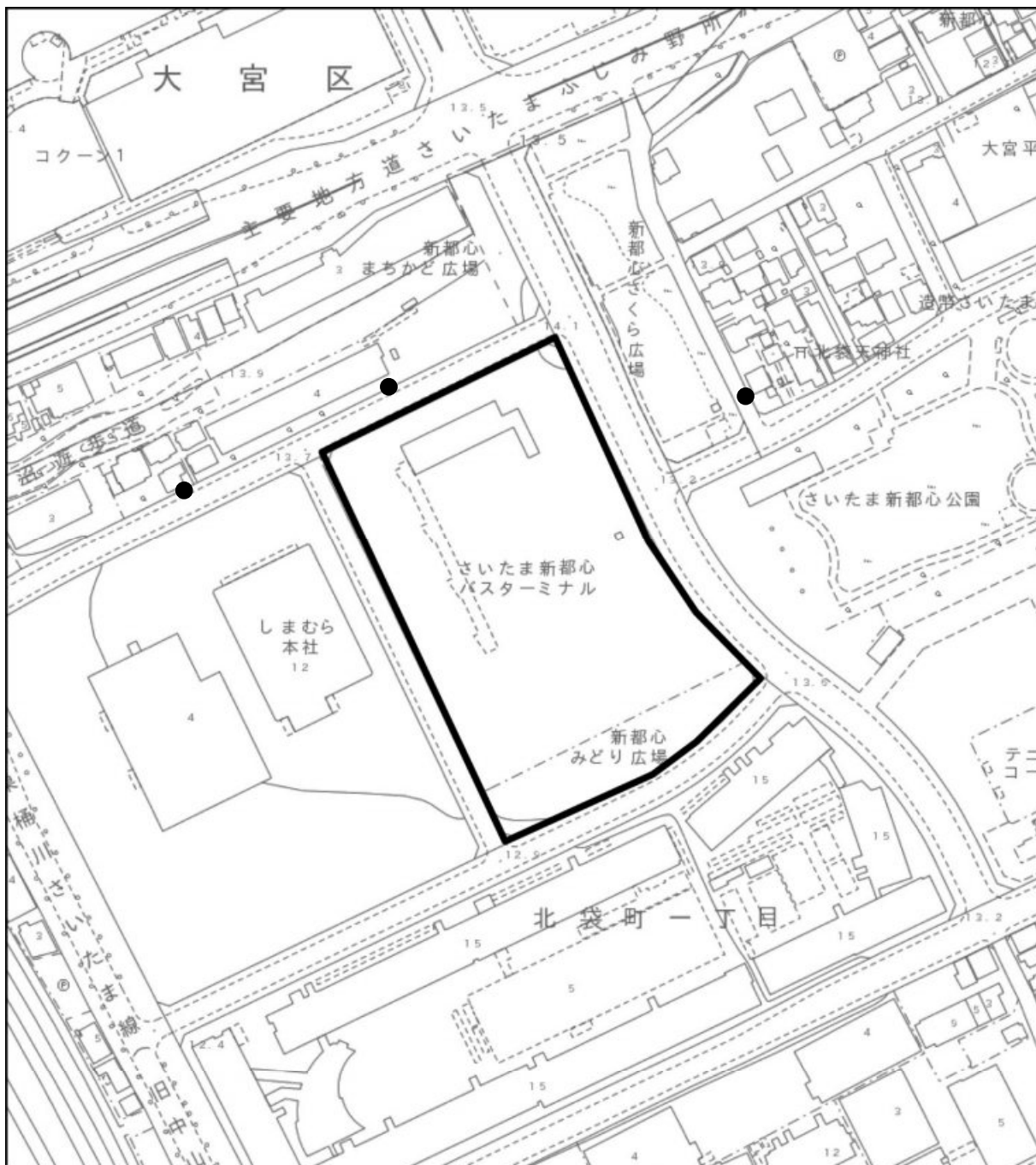
調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
①日影の状況	既存資料調査	現地調査結果を基に、太陽の方位角、高度角に基づき、日影となる時刻、時間数について把握する。	日影の影響が生じる可能性のある対象事業実施区域及び周辺地域とする。	春分、夏至、秋分及び冬至の日における机上検討を行う。
	現地調査	天空写真を撮影し、太陽軌道を記入する方法とする。	図 4.8-1 に示す3地点とする。調査地点は、既存資料及び住宅等土地利用の状況を勘案し設定した。	1 回（冬至日付近）に実施する。
②その他の予測・評価に必要な事項 ・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅等土地利用の状況	既存資料調査	地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。また、必要に応じて現地踏査を実施する。	日影の影響が生じる可能性のある対象事業実施区域及び周辺地域とする。	最新の資料とする。

4.8.2 予測・評価の方法

日照障害に係る予測、評価の方法は表 4.8-2 に示すとおりである。

表 4.8-2 予測・評価の方法（存在・供用：日照障害）

予測事項	敷地及び施設の存在に伴う冬至日又は必要に応じて設定した冬至日以外の日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化
予測方法	事業計画に基づき等時間日影図、時刻別日影図の作成及び太陽軌道を記入した天空写真に計画施設を反映させることにより予測を行う。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	施設の完成後における春分、夏至、秋分及び冬至の日とする。
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 日照への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。



凡 例



対象事業実施区域



日照障害(天空写真撮影)地点



1:2,500

0 25 50 75 100 m

図 4.8-1

日照障害調査地点
(天空写真撮影地点)

注：本図は、さいたま市地図情報システムを用いて作成したものである。

4.9 電波障害

4.9.1 調査の方法

電波障害に係る調査項目は、①テレビ電波の発信状況、②テレビ電波の受信状況、③その他の予測・評価に必要な事項（地形、工作物等の状況、住宅等の分布状況、電波受信の方法）とする。

電波障害に係る調査の方法は表 4.9-1 に示すとおりである。

表 4.9-1 調査の方法（電波障害）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
①テレビ電波の発信状況	既存資料調査	（一社）日本CATV 協会等から公開されている資料を収集・整理する。	調査地域・地点は、机上計算に基づき、電波障害（遮蔽障害）の発生が推定される地域内とし、テレビ電波受信への影響予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる範囲、地点とする。	最新の資料とする。
②テレビ電波の受信状況	現地調査	電界強度測定車を用いて路上調査を行う。		1回実施する。
③その他の予測・評価に必要な事項 ・地形、工作物等の状況 ・住宅等の分布状況 ・電波受信の方法	既存資料調査	地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。また、必要に応じて現地踏査を実施する。		最新の資料とする。

4.9.2 予測・評価の方法

電波障害に係る予測、評価の方法は表 4.9-2 に示すとおりである。

表 4.9-2 予測・評価の方法（存在・供用：電波障害）

予測事項	敷地及び施設の存在に伴う電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度
予測方法	電波障害（遮蔽障害）について理論式により計算する。
予測地域・地点	予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	予測時期は、工事が完了した時期とする。
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 電波受信状況への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

4.10 風害

4.10.1 調査の方法

風害に係る調査項目は、①風の状況（上空風の風向・風速の状況、地表付近の風の風向・風速の状況、強風の発生場所、発生頻度、風向・風速等の状況、風向・風速に影響を及ぼす大きな建築物等の状況）、②その他の予測・評価に必要な事項（住宅、学校、病院等の分布状況、その他の土地利用状況）とする。

風害に係る調査の方法は表 4.10-1 に示すとおりである。

表 4.10-1 調査の方法（風害）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
①風の状況 ・上空風の風向・風速の状況 ・地表付近の風の風向・風速の状況	既存資料調査	風洞実験結果及び地域気象観測所、一般局の観測資料等の整理を行う。	近傍の地域気象観測所であるさいたま地域気象観測所及び一般局の大宮局とする。 地表付近の風の詳細な風向・風速の状況については、計画建築物から当該建築物の最高高さの約2倍程度の水平距離までを包括する範囲とする。	最新の1年とする。気象の異常年検定では当該年及び過去10年間のデータを用いることとする。
①風の状況 ・強風の発生場所、発生頻度、風向・風速等の状況 ・風向・風速に影響を及ぼす大きな建築物等の状況	既存資料調査	風洞実験結果及び地域気象観測所、一般局の観測資料等の整理を行う。「地形図」（国土地理院）等の整理を行う。	計画建築物から当該建築物の最高高さの約2倍程度の水平距離までを包括する範囲とする。	最新の資料とする。
②その他の予測・評価に必要な事項 ・住宅、学校、病院等の分布状況 ・その他の土地利用状況	既存資料調査	「国土数値情報」（国土交通省）等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。

4.10.2 予測・評価の方法

風害に係る予測、評価の方法は表 4.10-2 に示すとおりである。

表 4.10-2 予測・評価の方法（存在・供用：風害）

予測事項	敷地及び施設の存在に伴う平均風向、平均風速、最大風速等の風の変化の程度及び変化する地域の範囲並びに必要な応じて強風の出現頻度
予測方法	風洞実験により予測する。
予測地域・地点	予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	予測時期は、工事が完了した時期とする。
評価方法	< 影響の回避・低減の観点 > 局所的な風の発生状況への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 < 基準、目標等との整合の観点 > 風工学研究所の風環境評価尺度の評価指標との整合が図られているかどうかを評価する。

4.11 廃棄物等

4.11.1 調査の方法

廃棄物等に係る調査項目は、①地域における廃棄物等に係る公的な計画の有無とその内容、②地域における廃棄物処理施設等の整備状況、③地域における廃棄物等の排出抑制、再利用及び再生利用の取組等の状況とする。

廃棄物等に係る調査の方法は表 4.11-1 に示すとおりである。

表 4.11-1 調査の方法（廃棄物等）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
① 地域における廃棄物等に係る公的な計画の有無とその内容	既存資料調査	さいたま市の廃棄物処理施設関連資料等により把握する。	さいたま市内とする。	最新の資料とする。
② 地域における廃棄物処理施設等の整備状況	既存資料調査	さいたま市の廃棄物処理施設関連資料等により把握する。	さいたま市内とする。	最新の資料とする。
③ 地域における廃棄物等の排出抑制、再利用及び再生利用の取組等	既存資料調査	さいたま市の廃棄物処理施設関連資料等により把握する。	さいたま市内とする。	最新の資料とする。

4.11.2 予測・評価の方法

廃棄物等に係る予測、評価の方法は表 4.11-2 に示すとおりである。

表 4.11-2(1) 予測・評価の方法（工事：廃棄物等）

予測事項	造成等の工事に伴う建設廃棄物	造成等の工事に伴う建設発生残土
予測方法	工事計画（掘削、樹木の伐採、既存工作物の撤去等）に基づき予測する。また、排出抑制計画等に基づき、排出量の抑制率を予測する。	工事計画（切土、盛土、掘削等の計画）に基づき予測する。
予測地域・地点	予測地域は、対象事業実施区域とする。	
予測対象時期	工事期間とする。	
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 廃棄物等の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを評価する。	

表 4.11-2(2) 予測・評価の方法（存在・供用：廃棄物等）

予測事項	施設の稼働及び人の利用に伴う廃棄物	施設の稼働及び人の利用に伴う雨水及び処理水
予測方法	施設規模から設定した排出原単位を用いて、廃棄物の種類ごとの排出量を予測する。また、廃棄物処理計画、水利用計画等に基づき、予測する。	事業計画に基づき、水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況（上水使用量の削減量・削減率）を明らかにする。
予測地域・地点	予測地域は、対象事業実施区域とする。	
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。	
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 廃棄物等の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを評価する。	

4.12 温室効果ガス等

4.12.1 予測・評価の方法

温室効果ガス等に係る予測、評価の方法は表 4.12-1 に示すとおりである。

表 4.12-1(1) 予測・評価の方法（工事：温室効果ガス等）

予測事項	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）	資材等運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）
予測方法	二酸化炭素の排出量については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数を設定し、既存資料の燃料消費量の原単位や二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。	二酸化炭素の排出量については、工事計画等から車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。
予測地域・地点	対象事業実施区域及び資材運搬等の車両走行経路とする。	
予測対象時期	工事期間とする。	
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 温室効果ガス等の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを評価する。	

表 4.12-1(2) 予測・評価の方法（存在・供用：温室効果ガス等）

予測事項	施設の稼働及び人の利用に伴う温室効果ガス（温室効果ガスの種類ごとの排出量及び排出量削減の状況）	自動車交通の発生に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）
予測方法	温室効果ガスの排出量については、類似事例からエネルギー消費量等の活動量を設定し、温室効果ガスの排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。	事業計画から発生集中車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。
予測地域・地点	対象事業実施区域及び施設関連車両走行経路とする。	
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。	
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 温室効果ガス等の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを評価する。	

4.13 コミュニティ

4.13.1 調査の方法

コミュニティに係る調査項目は、①コミュニティ施設の分布の状況、②コミュニティ施設の利用の状況、③コミュニティ施設への経路及び交通手段とする。

コミュニティに係る調査の方法は表 4.13-1 に、調査地域及び調査地点は表 4.13-2、図 4.13-1 に示すとおりである。

表 4.13-1 調査の方法（コミュニティ）

調査項目	調査方法		調査地域・地点	調査期間・頻度
① コミュニティ施設の分布の状況	既存資料調査	「さいたま市地図情報」（さいたま市）を参考に、コミュニティ施設の位置を把握する。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
② コミュニティ施設の利用の状況	既存資料調査	コミュニティ施設管理者資料等により利用者数等を把握する。	対象事業実施区域周辺の 8 地点とする。	最新の資料とする。
	現地調査	現地踏査や施設管理者への聞き取り等を実施し、利用目的、利用頻度、利用時期等を把握する。	対象事業実施区域周辺の 8 地点とする。	1 回実施する。
③ コミュニティ施設への経路及び交通手段	現地調査	現地踏査や施設管理者への聞き取り等を実施し、交通手段を把握する。	対象事業実施区域周辺の 8 地点とする。	1 回実施する。

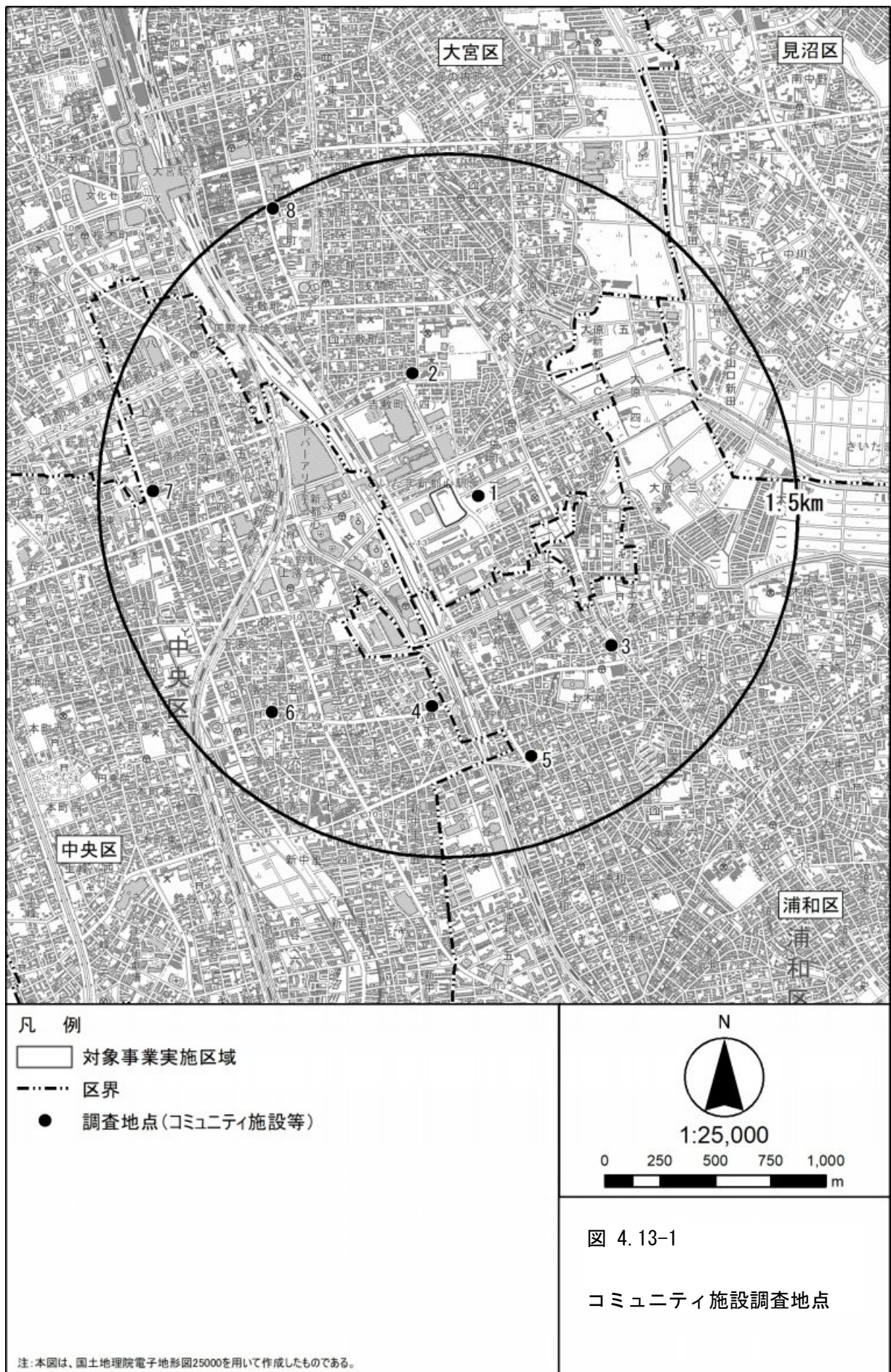
表 4.13-2 調査地点（コミュニティ）

No	施設名	種別	対象事業実施区域からの方向/距離
1	さいたま新都心公園	近隣公園	東 / 約 20m
2	大宮南公民館	公民館	北 / 約 540m
3	上木崎公民館	公民館	南東/ 約 870m
4	下落合コミュニティセンター	文化・コミュニティ施設	南 / 約 830m
5	針ヶ谷公民館	公民館	南 / 約 1,100m
6	下落合公民館	公民館	南西/ 約 1,170m
7	上落合公民館	公民館	西 / 約 1,200m
8	大宮中部公民館	公民館	北西/ 約 1,470m

出典：「市所管の公園等一覧（令和 7 年 3 月 31 日時点）」（令和 7 年 7 月閲覧、さいたま市 HP）

「さいたま市地図情報システム 公民館」（令和 7 年 7 月閲覧、さいたま市 HP）

「さいたま市地図情報システム 文化・コミュニティ施設」（令和 7 年 7 月閲覧、さいたま市 HP）



4.13.2 予測・評価の方法

コミュニティに係る予測、評価の方法は表 4.13-3 に示すとおりである。

表 4.13-3(1) 予測・評価の方法（工事：コミュニティ）

予測事項	建設機械の稼働、造成等の工事に伴うコミュニティ施設の利用環境の変化への影響	資材運搬等の車両の走行に伴うコミュニティ施設への交通手段への影響
予測方法	「4.1 大気質」、「4.2 騒音・低周波音」の予測結果と現地調査結果の重ね合わせによる推定により予測する。	「4.16 地域交通」で推計した将来基礎交通量に資材運搬等の車両による通過交通量を付加して将来交通量を推計し、資材運搬等の車両の走行によるコミュニティ施設への交通手段への影響を定性的に予測する。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点と同様とする。	コミュニティ施設への利用経路とする。
予測対象時期	コミュニティ施設への騒音の影響が最大となる時期とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする。
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ コミュニティ施設への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。	

表 4.13-3(2) 予測・評価の方法（存在・供用：コミュニティ）

予測事項	敷地及び施設の存在、施設の稼働及び人の利用に伴うコミュニティ施設の利用環境の変化及びその程度	自動車交通の発生に伴うコミュニティ施設への交通手段への影響
予測方法	「4.1 大気質」、「4.2 騒音・低周波音」の予測結果と現地調査結果の重ね合わせによる推定により予測する。	「4.16 地域交通」で推計した将来基礎交通量に施設関連車両による通過交通量を付加して将来交通量を推計し、施設関連車両の走行によるコミュニティ施設への交通手段への影響を定性的に予測する。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点と同様とする。	コミュニティ施設への利用経路とする。
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。	
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ コミュニティ施設への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。	

4.14 地域交通

4.14.1 調査の方法

地域交通に係る調査項目は、①自動車交通、バス等の公共交通及び歩行者・自転車交通の状況、②道路の状況、③交通安全対策の状況、④交通事故の状況、⑤バス路線、バス本数、バス走行時間の状況、⑥その他の予測・評価に必要な事項（既存の発生集中交通量の多い施設の分布の状況、学校等の環境保全施設及び住宅の分布状況、用途地域指定及び土地利用の状況、道路等に係る計画等の状況）とする。

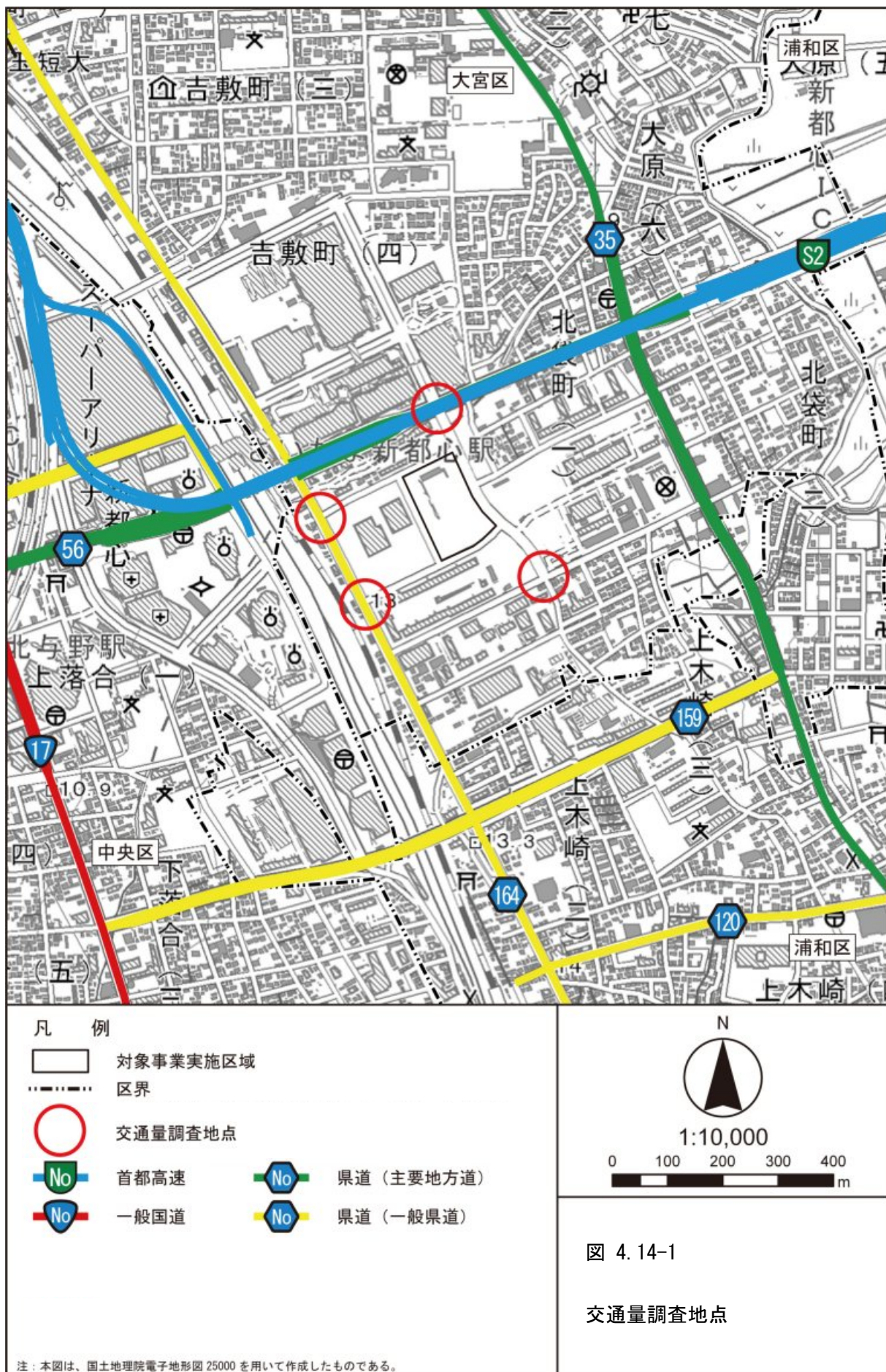
地域交通に係る調査の方法は表 4.14-1 に、調査地点は図 4.14-1 に示すとおりである。

表 4.14-1(1) 調査の方法（地域交通）

調査項目	調査方法			調査地点	調査期間・頻度
①自動車交通、バス等の公共交通及び歩行者・自転車交通の状況 ・交差点方向別交通量 (自動車、バス、歩行者、自転車) ・渋滞長 ・信号現示	既存資料調査	「道路交通センサス」(国土交通省)等の整理を行う。		資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。
	現地調査	交差点方向別交通量	カウンターで2車種(小型・大型)自動車台数及び二輪車台数、歩行者数、自転車台数を計測する。	資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路上の4交差点とする。	平日及び休日の2日間(各24時間)とする。
		渋滞長	1回の信号待ちで通過できずに残っている車列の長さを計測する。		
		信号現示	交差点における各信号の切り替え時間を計測する。		
②道路の状況 ・道路の分布 ・交通経路の実態 ・道路の構造	既存資料調査	「道路交通センサス」(国土交通省)、「都市計画図」(さいたま市)等から道路の状況を把握する。また、都市計画図等から将来の道路の分布及び構造について把握する。		資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。
	現地調査	道路の構造	対象道路の車線数、車線幅、歩道の有無、規制速度等を調査する。	資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	1回とする。
③交通安全対策の状況	現地調査	ガードレール、歩車分離状況等の交通安全施設について把握する。		資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	1回とする。
④交通事故の状況	既存資料調査	警察の交通事故記録資料等に基づき、人身事故等の状況について把握する。		資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	最新資料を含む過去5年とする。
⑤バス路線、バス本数、バス走行時間の状況	既存資料調査	既存資料及び関係機関への聞き取り等に基づき、バスの公共交通の状況について把握する。		資材運搬等の車両、施設関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。

表 4.14-1(2) 調査の方法（地域交通）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
⑥その他の予測・ 評価に必要な 事項 ・既存の発生集中 交通量の多い 施設の分布の 状況	既存 資料 調査	「国土数値情報」（国土交通省）等 の整理を行う。	資材運搬等の車 両、施設関連車両 の走行経路及びそ の周辺地域とす る。	最新の資料とす る。
⑥その他の予測・ 評価に必要な 事項 ・学校等の環境保 全施設及び住宅 の分布状況 （通学路の指 定状況）	既存 資料 調査	通学路の設定状況資料（教育委員 会資料等）に基づき、通学路につ て整理し、必要に応じて、ヒアリ ング等を行い学校及び通学路の状 況を把握する。	資材運搬等の車 両、施設関連車両 の走行経路及びそ の周辺地域とす る。	最新の資料とす る。
⑥その他の予測・ 評価に必要な 事項 ・用途地域指定及 び土地利用の 状況	既存 資料 調査	「国土数値情報」（国土交通省）等 の整理を行う。	資材運搬等の車 両、施設関連車両 の走行経路及びそ の周辺地域とす る。	最新の資料とす る。
⑥その他の予測・ 評価に必要な 事項 ・道路等に係る計 画等の状況	既存 資料 調査	事業計画等の整理を行う。	対象事業実施区域 周辺とする。	最新の資料とす る。



4.14.2 予測・評価の方法

地域交通に係る予測、評価の方法は表 4.14-2 に示すとおりである。

表 4.14-2(1) 予測・評価の方法（工事：地域交通）

予測事項	資材運搬等の車両の走行に伴う自動車交通への影響	資材運搬等の車両の走行に伴うバス等の公共交通機関への影響	資材運搬等の車両の走行に伴う交通安全への影響
予測方法	・交通量 現況交通慮及び周辺開発による増減から設定した将来基礎交通量に、資材運搬等の車両を付加させることで、将来交通量を予測する。 ・交通流 将来交通量の現況交通量からの増加割合等から、定性的に交通流への影響を予測する。また、必要に応じて、交差点解析を用いて、将来の交差点の飽和度・混雑度を予測する。	交通量・交通流の予測結果に基づき、バス走行時間への影響を定性的に予測する。	対象道路の交通安全対策、環境保全措置等に基づき、交通安全への影響を定性的に予測する。
予測地域・地点	予測地域は、資材運搬等の車両の走行経路とし、予測地点は、交通量の現地調査地点とする。	予測地域は、資材運搬等の車両の走行経路とする。	予測地域は、資材運搬等の車両の走行経路とする。
予測対象時期	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする。		
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 地域交通への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。		

表 4.14-2(2) 予測・評価の方法（存在・供用：地域交通）

予測事項	自動車交通の発生に伴う 自動車交通への影響	自動車交通の発生に伴う バス等の公共交通機関へ の影響	自動車交通の発生に伴う 交通安全への影響
予測方法	・ 交通量 現況交通慮及び周辺開発による増減から設定した将来基礎交通量に、施設関連車両を付加させることで、将来交通量を予測する。 ・ 交通流 将来交通量の現況交通量からの増加割合等から、定性的に交通流への影響を予測する。また、必要に応じて、交差点解析を用いて、将来の交差点の飽和度・混雑度を予測する。	交通量・交通流の予測結果に基づき、バス走行時間への影響を定性的に予測する。	対象道路の交通安全対策、環境保全措置等に基づき、交通安全への影響を定性的に予測する。
予測地域・地点	予測地域は、施設関連車両の走行経路とし、予測地点は、交通量の現地調査地点とする。	予測地域は、施設関連車両の走行経路とする。	予測地域は、施設関連車両の走行経路とする。
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。		
評価方法	< 影響の回避・低減の観点 > 地域交通への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。		

4.15 安全

4.15.1 予測・評価の方法

安全に係る予測、評価の方法は表 4.15-1 に示すとおりである。

表 4.15-1 予測・評価の方法（存在・供用：安全）

予測事項	施設の稼働及び人の利用に伴う危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散に対する安全性の確保の程度
予測方法	危険物の保有量と安全対策、使用施設稼働計画、構造物の安全対策及び遵守基準、災害時の防災体制及び遵守基準に基づき、危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散に対する安全性の確保の程度を予測する。
予測地域・地点	予測地域は、対象事業実施区域とする。
予測対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とする。
評価方法	＜影響の回避・低減の観点＞ 危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散の防止が事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを評価する。